

(別添)

事 務 連 絡

令 和 8 年 4 月 1 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行に伴うリスク評価等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第36号）が本日施行され、これにより感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）の一部が改正されました。その改正の概要及び運用上の留意事項について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和8年4月1日付感感発 0401 第1号）においてお示ししたところですが、同通知中2（2）に示すリスク評価等における参考資料を添付資料のとおりお示しします。

なお、規則第31条の32第4項、第31条の33第4項及び第31条の34第4項においては、一部の特定病原体等について、安全キャビネット内で当該病原体等を使用する基準を適用しないこととされています。一方で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」（平成19年6月1日健感発第0601002号）では、告示等の規定を遵守するほか、国際保健機関（WHO）が示す「実験室バイオセーフティマニュアル」などの指針を参考にし、各施設において適切な感染防御に関する取組を行うことが望ましいとしているところです。これを踏まえ、別表2においては、バイオセーフティレベル（BSL）2の特定病原体等を使用する場合の追加措置例についても記載していることを申し添えます。

(添付資料)

資料1：安全キャビネット以外の装置を使用するための検討シート

資料2：WHO 実験室バイオセーフティマニュアル第4版を踏まえた安全キャビネット以外の装置で病原体等の使用を検討する場合のリスク管理手順

(別添)

別表1：安全キャビネット以外の装置を用いる場合のリスク評価ポイントの例

別表2：安全キャビネット以外の装置を用いる場合のばく露等リスクに対する追加措置
例